第２回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議　事　録

１　日　時　　令和８年９月 24 日（木）午後０時 56 分～

２　場　所　　岡山市北区下石井１丁目４番１号
　　岡山第２合同庁舎２階　共用会議室Ｃ

３　出席者

公益代表委員		片　山　裕　之
		柴　山　麻祐子
労働者代表委員		櫻　井　正　巳
		山　本　浩　二
		雪　井　裕　美
使用者代表委員		上　田　哲　也
		菊　山　章　弘
		鶴　海　　元
事務局	労働基準部長	佐　藤　明　士
	賃金室長	宮　本　洋　子
	賃金指導官	森　井　顕　二
	労災補償監察官	木　村　弘　之
	監察監督官	金　武　邦　洋

４　議　事

森井指導官　　ただ今から、第２回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございませんでした。

定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の長谷川委員が欠席ですが、他の委員８名が出席されておられますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

１　特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

２　今後の審議日程について

３　その他

でございます。

本日長谷川部会長がご欠席のため、以降の議事進行は部会長代理の柴山委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

柴山部会長代理　　皆さま、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、第２回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

初めに、本日の専門部会は、公労使が揃う全体会議は、公開として開催しております。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

まず、付議事項に入る前に、他部会の審議状況について事務局から報告をお願いします。

宮本室長　　他部会の状況を報告させていただきます。前回もお伝えしておりますが、電気機械器具製造業と鉄鋼業の２部会が、必要性ありで結審しております。

柴山部会長代理　　それでは付議事項に入ることとします。一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、前回労使それぞれから基本的な考え方をお聞きしました。

まず確認ですが、労働者側は必要性ありということで、原材料費の高騰など、企業においても取り巻く環境が厳しい状況であることは認識しているが、そこに働く労働者においても物価上昇により食費の高騰など最賃近傍者の生活はゆとりがなく、生活の安

心安定が必要であるというご意見です。
　また、一般機械特定最賃としての優位性は県最賃の急激な上昇によって年々減少している。一方で、一般機械は他産業との差が拡大傾向にあること、また、特殊な技術、過酷な職場環境にある現状から、人材確保のためにも地賃よりも優位的な賃金が必要であると述べられています。
　さらに、今春闘において一定程度の賃上げを確保したが、この取組を進めることにより一般機械の魅力を出し、処遇改善によるモチベーションの維持・向上が重要であるというご意見、組織化されていない労働者、声を上げられない労働者のためにも賃金水準の引上げは必要であるというご意見でした。
　一方、使用者側からは必要性なしということでした。その理由について、今年度も県最賃が大幅に引き上げられ、特定最低賃金の役割は終えたのではないかというご意見でした。
　特に中小・零細企業においては、価格転嫁、賃上げは大変厳しい状況にあること。優秀な人材確保のためには、企業はそれなりの賃金を既に支払っており、特定最低賃金は人材確保のためには寄与していないのではないかというご意見もございました。
　さらに、中小企業は、経営難の中でも人材確保のために防衛的賃上げを行っている状況にあり、罰則規定のある最低賃金を上げることで、企業経営はさらに厳しいものとなるということです。
　政府が企業の稼ぐ力を上昇させるとしているが、賃上げの前にまずこちらが優先されるべきであり順序が違うのではないかということでした。
　それから商工リサーチによれば、人件費を要因とした倒産件数が増加しており、人件費を上げるとなれば倒産を覚悟しなければならないというご意見がありました。
　労使委員の皆様、前回述べられた基本的考え方の補足、質疑等ございましたらお願いします。

労働者側委員　　必要性ありとして前回述べさせていただいたとおりなんですが、先ほど報告もあったように、電機と鉄鋼が必要性ありで結審したということです。この２業種とも使側も前向きな審議であったと聞いています。こうした中で、一般機械器具製造業が必要性なしということになれば、本当に取り残されていくことになります。そうすれば、どんどん産業間の差が開いていくことが考えられますし、優秀な人材だけではなく、人も採れなくなる、また、離職して条件のいいところにいくようなことも起こってしまうという危機感を持っています。将来的には、もっともっと地賃が上がっ

てしまえば、審議なしということも話に出ることもあるかと思いますが、他の産業が必要性ありということも含めて、今回、必要性ありとして審議をしたいと考えています。

柴山部会長代理　その他に補足や質疑がございますでしょうか。

（特になし）

柴山部会長代理　それでは、本日の進め方ですが、前回の時に、まず労使協議をしていただくということになっていたと思います。この後、労使協議に移行しようと思いますが、よろしいでしょうか。

使用者側委員　労使協議の前に少し打合せの時間をお願いします。

労働者側委員　わかりました。

柴山部会長代理　それでは、労使打合せの時間を取るということで、時間はどれくらい必要でしょうか。

使用者側委員　10 分くらいお願いします。

柴山部会長代理　それでは、これから 10 分間労使それぞれ打合せをしていただいて、その後労使協議ということで進めたいと思います。

宮本室長　それでは事務局で控室にご案内させていただきます。

（労使それぞれ別室にて打合せ）
（打合せ後、労使委員入室）

柴山部会長代理　それでは、これから労使協議に移ることとします。労使協議が終わりましたら外にいます事務局にお声がけをお願いします。

（公益委員、事務局退室）
（労使協議終了後、公益委員、事務局入室）

柴山部会長代理　では、全体会議を再開いたします。労使協議の結果について、いずれからでも構いませんので御報告をお願いいたします。

使用者側委員　私から報告させていただきます。

使側とすれば、必要性がありとか、なしということではなくて、賃金を上げられるところは上げればいいでしょうという考え方です。必要性があるから賃金を上げる、必要性がないから賃金を上げないという認識ではないんです。そうしたなかで、必要性なしで進めたいというのが本音ですが、いま、労側とも話をして、一般機械の現状を見ながら、今回は必要性ありとして使側も同意、次に進みたいと考えています。

柴山部会長代理　ありがとうございました。
何か補足等ございますでしょうか。

（特になし）

柴山部会長代理　岡山県一般機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について、労使委員の皆さんに真摯に審議いただき、双方から必要性ありとのお話をいただき結論を得ることができました。
それでは、この結論を会長あてに報告したいと思います。事務局で報告文の案を準備をお願いします。

（事務局、報告文（案）を各委員に配布）

柴山部会長代理　では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

宮本室長　それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（報告文（案）読み上げ）

柴山部会長代理　（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

柴山部会長代理　本年７月30日の第521回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配布）

柴山部会長代理　では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

柴山部会長代理　（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）
（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）

柴山部会長代理　では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。番号は岡賃審第 33 号になります。

（部会長より基準部長へ答申文を手交）

宮本室長　　ただ今答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

佐藤部長　　委員の皆様、２回にわたり必要性の審議をいただき、ありがとうございました。本日必要性ありとして答申をいただきました。引き続き公示期間を開けてということになりますが、金額審議につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

柴山部会長代理　お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき答申することができました。
本日の審議はここまでとし、金額審議につきまして、次回は労使より金額提示をいただきたいと思います。
次に、付議事項「（２）今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

宮本室長　　先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を３週間程度とし、10 月 14 日水曜日となります。
今後の審議日程につきましては、第３回を 10 月 15 日木曜日 15 時から予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上げます。次回の専門部会は、最低賃金法第 25 条第２項の金額審議のための専門部会になります。以上です。

柴山部会長代理　　日程の確保と皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。
委員の皆さん、他に何かございますでしょうか。

（特になし）

柴山部会長代理　　それでは、これをもちまして第２回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会の審議を終わります。
本日は、ご苦労様でした。